

労働災害の防止について

御坊労働基準監督署
大家 健

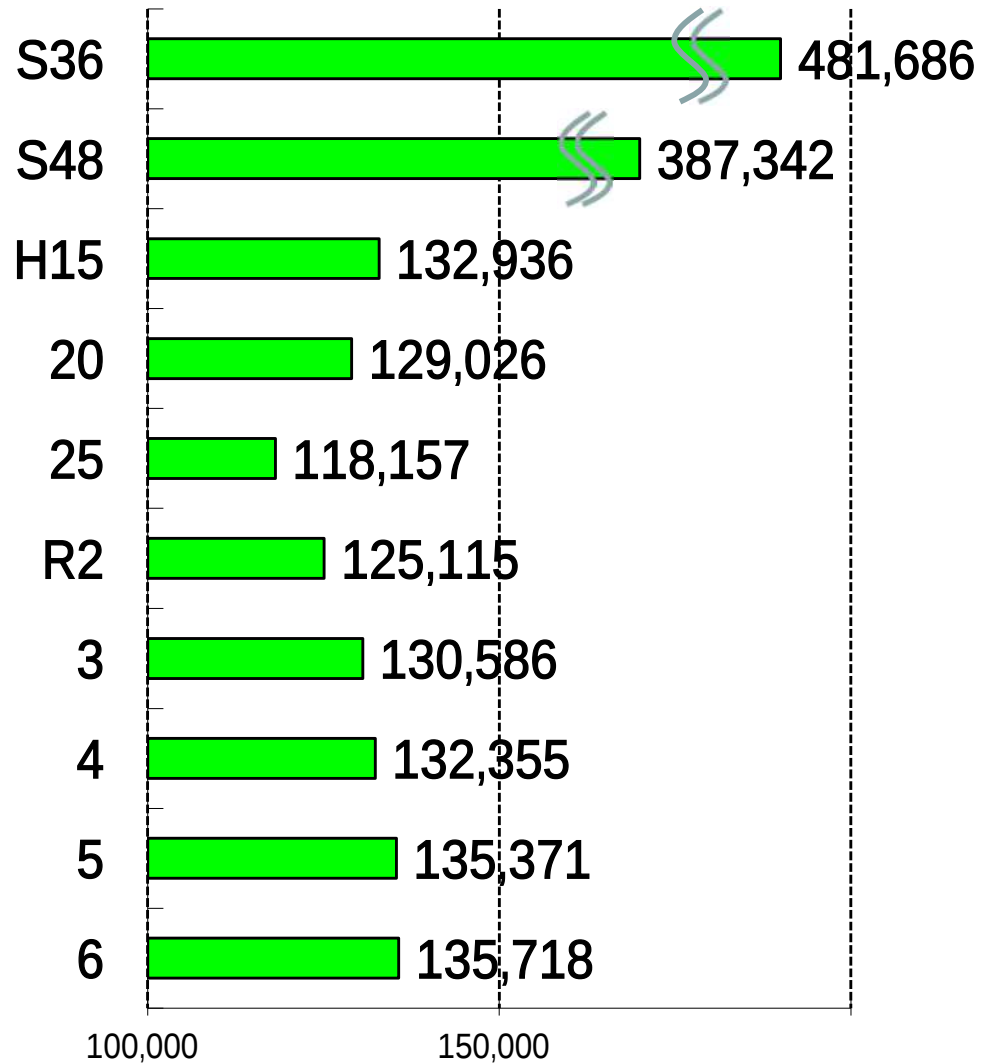
本日の内容

1. 県内の労働災害発生状況について
2. 死亡災害事例及びその対策
3. 法改正について

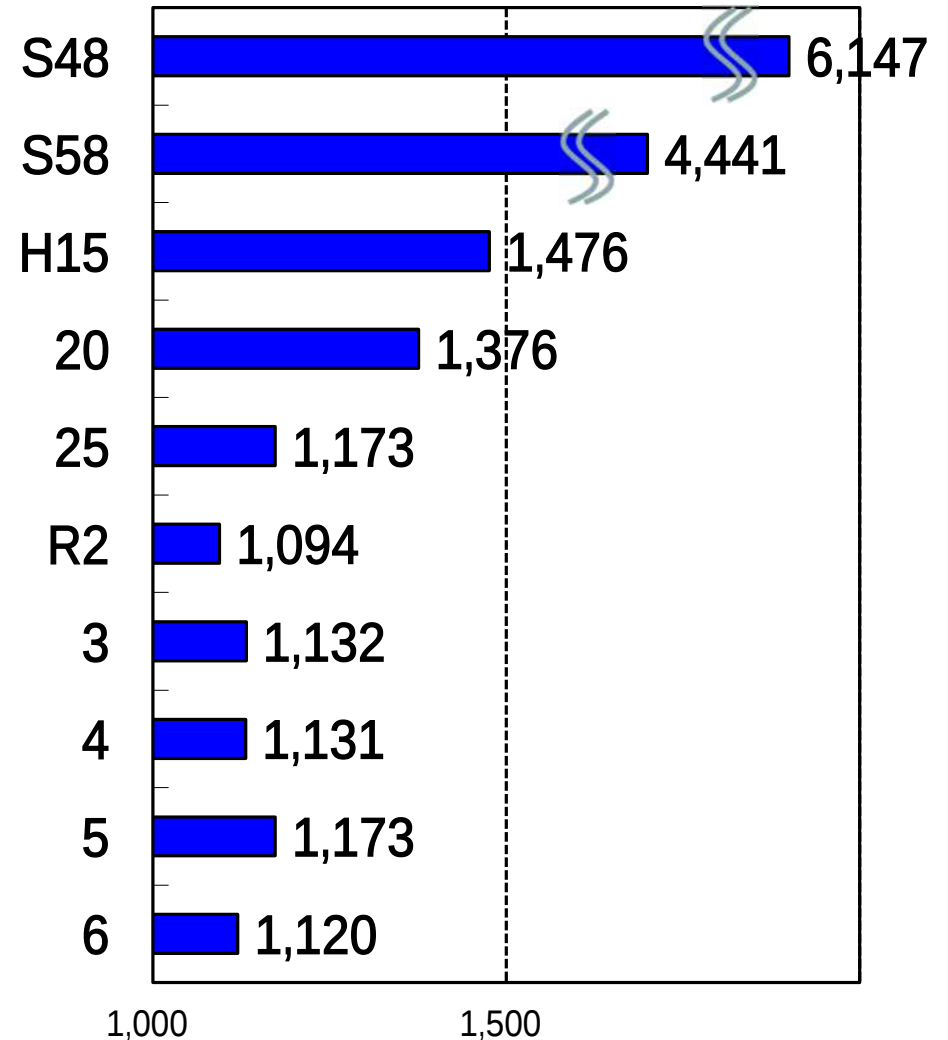
労働災害発生状況(休業4日以上)

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

全 国



和歌山県内



全国の労働災害

(令和7年発生令和7年8月7日速報)

業種別発生状況 (全産業 64,612人)

製造業	13,086件	20.3%
商業	10,842件	16.8%
保健衛生業	8,481件	13.1%
陸運業	7,826件	12.1%
建設業	6,455件	10.0%

県内の労働災害

(令和7年発生令和7年8月7日速報)

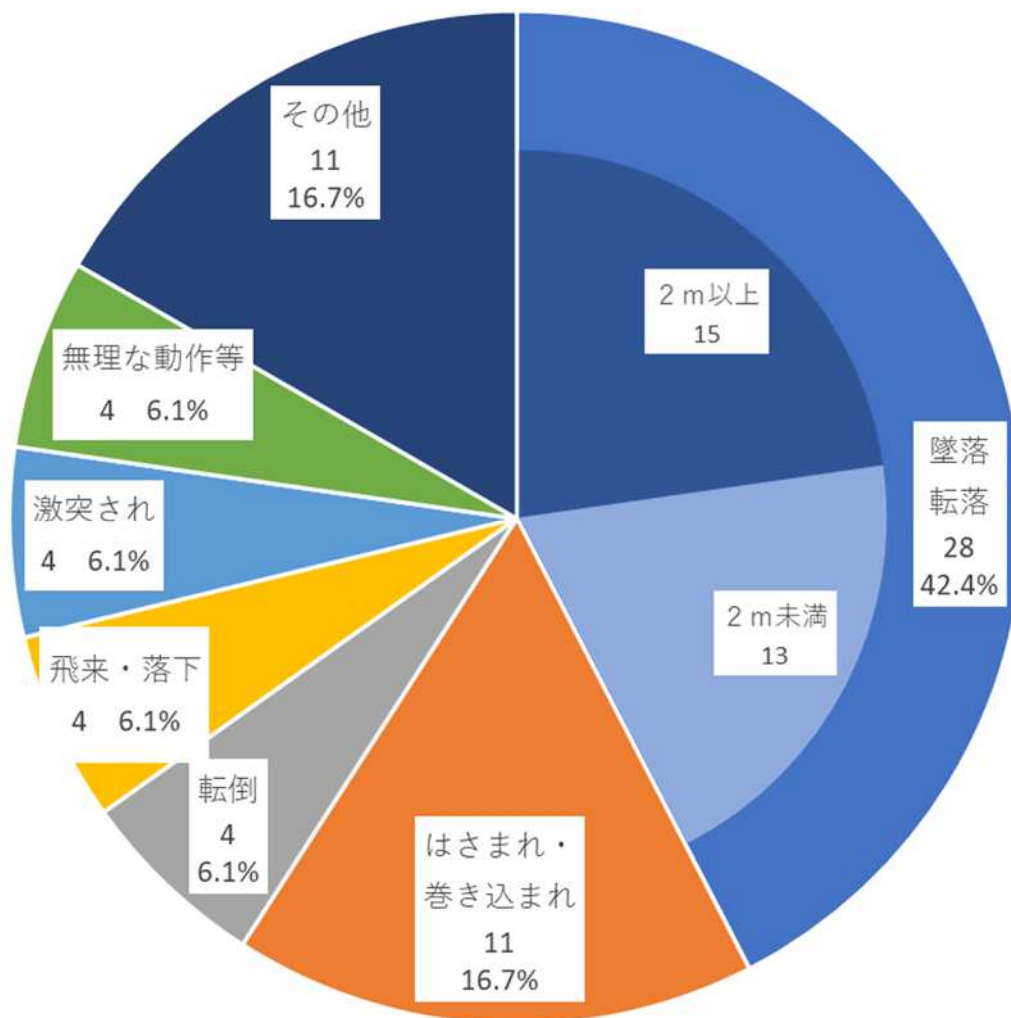
業種別発生状況（全産業605人）

製造業	127人	21.0%
保健衛生業	93人	15.4%
商業	88人	14.5%
運輸交通業	68人	11.2%
建設業	66人	10.9%
農林業	45人	7.4%

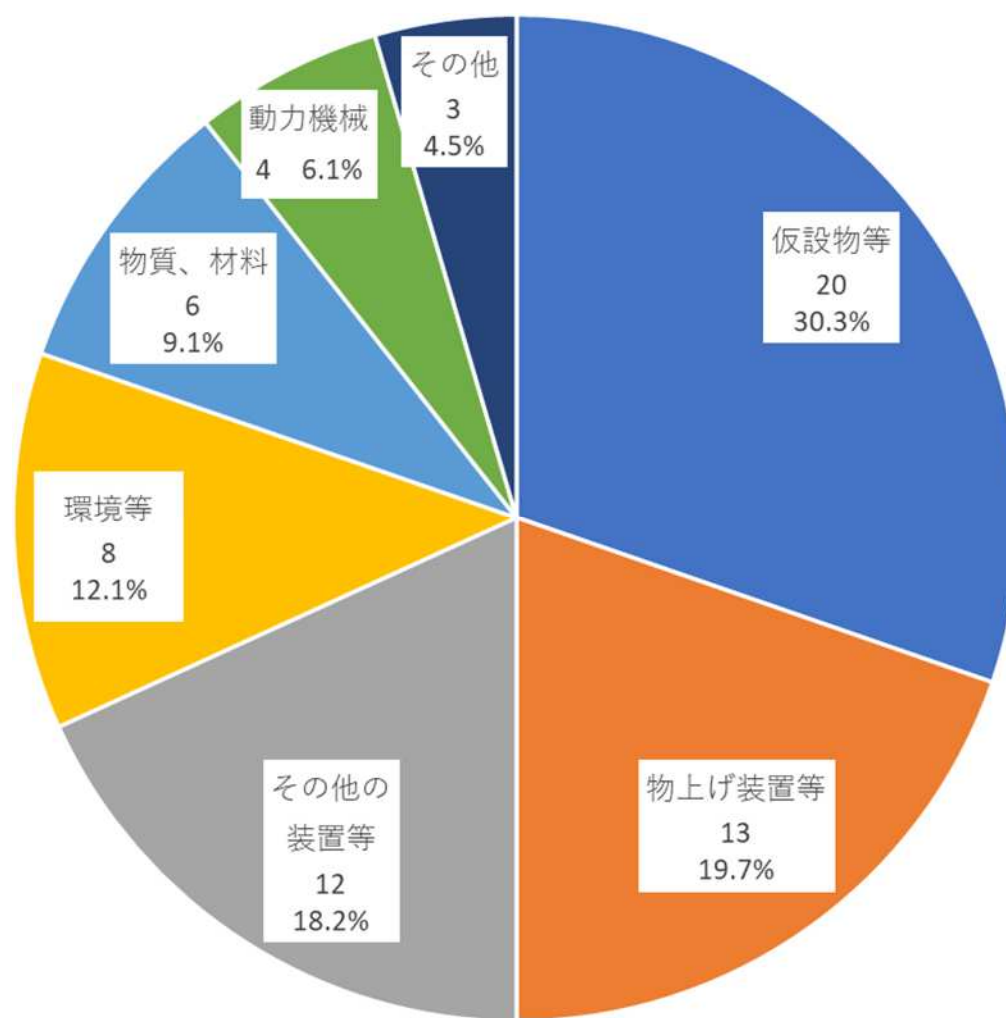
県内の建設業における労働災害

(令和7年発生令和7年8月7日速報)

事故の型別労働災害発生状況

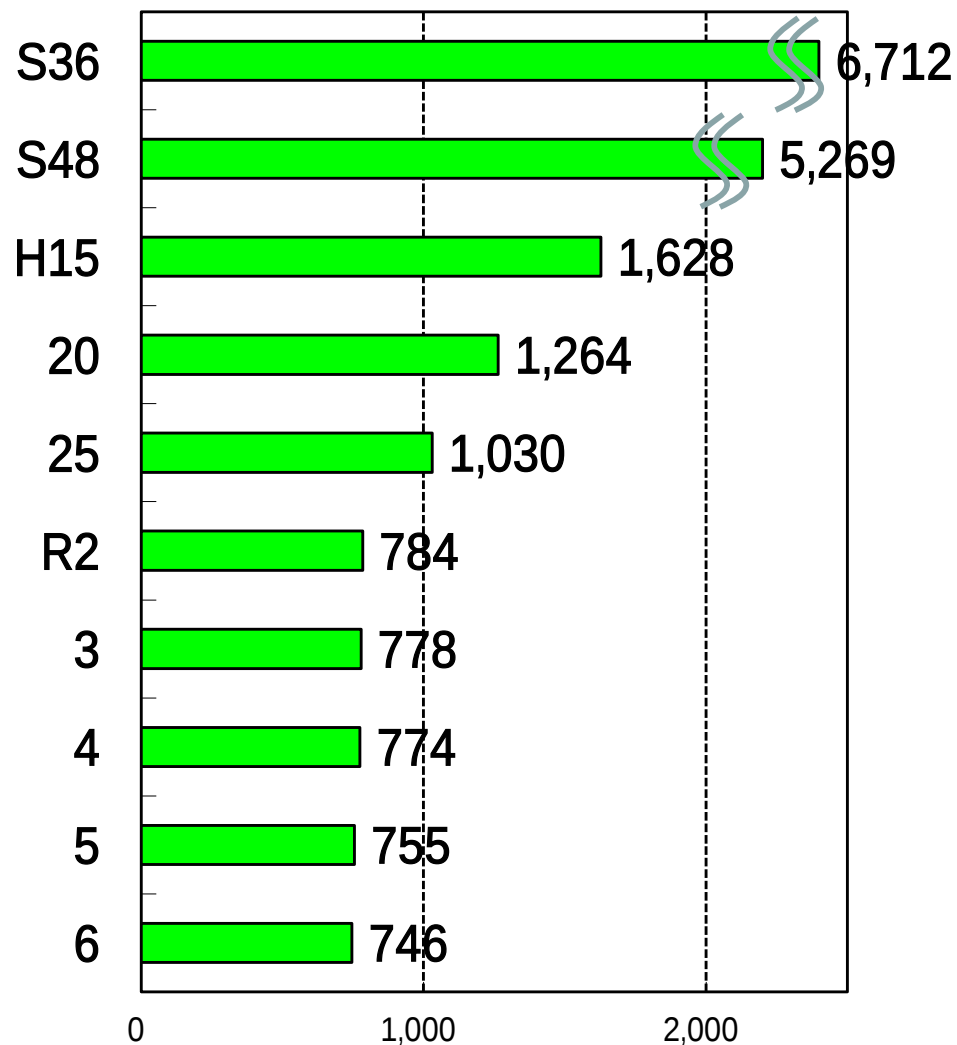


起因物別労働災害発生状況



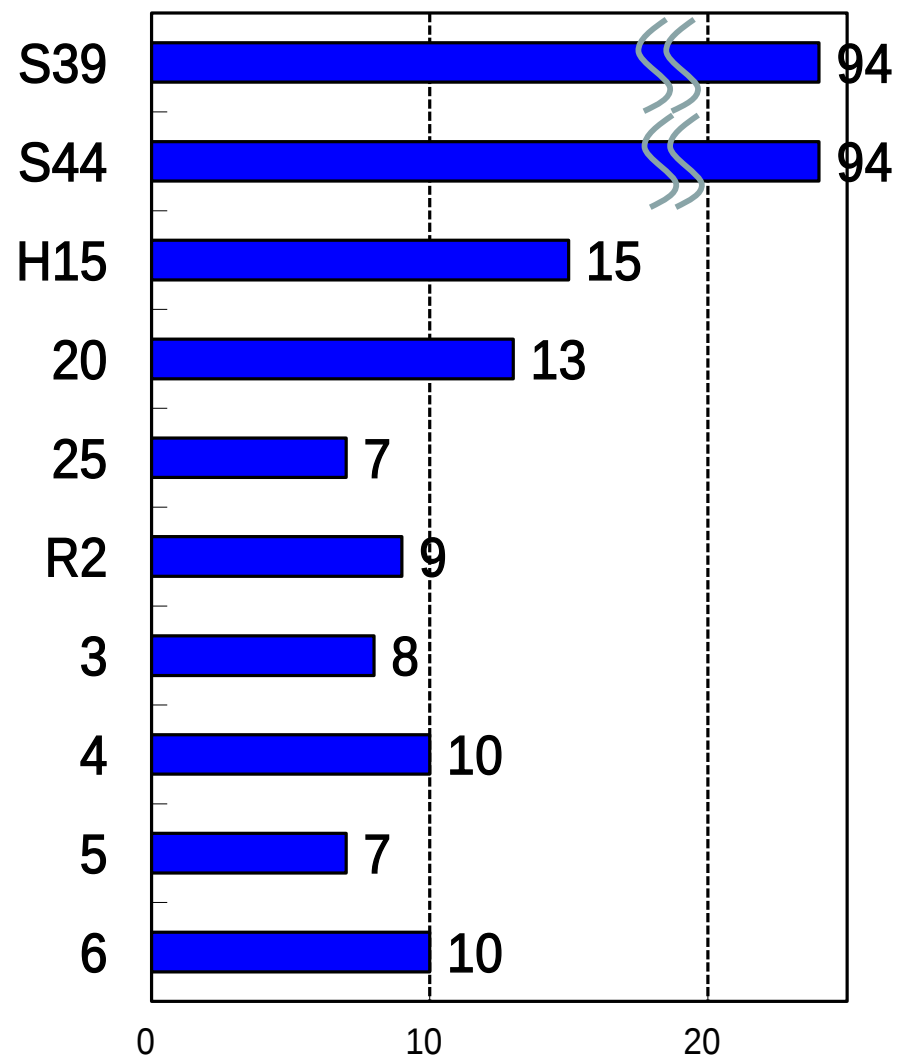
労働災害発生状況(死亡)

全 国



人

和歌山県内



人

全国の死亡災害

(令和7年発生令和7年8月7日速報)

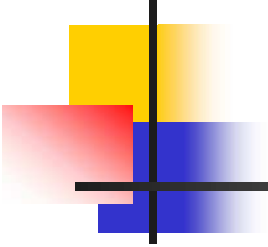
業種別発生状況（全産業 363人）

建設業	120人	33.1%
-----	------	-------

製造業	62人	17.1%
-----	-----	-------

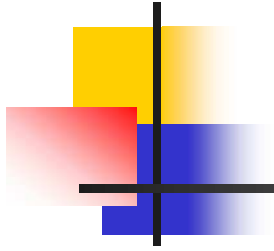
陸運業	42人	11.6%
-----	-----	-------

商業	28人	7.7%
----	-----	------



本日の内容

1. 県内の労働災害発生状況について
2. 死亡災害事例及びその対策
3. 法改正について

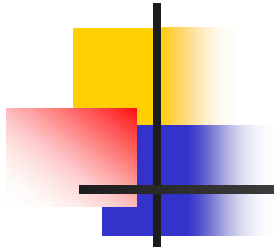


死亡災害事例とその対策

死亡災害(和歌山県内)

和歌山労働局死亡災害一覧(令和7年8月末現在)

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	経験区分
1	和歌山	4月	土木工事業	激突され	ドラグショベル	50歳台	10年以上 15年未満
設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っかかっていることに気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したところ、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したものの。							
死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	経験区分
2	御坊	4月	製造業	飛来・落下	荷	50歳台	1年以上 2年未満
フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ、その下で当該銅線を切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったものの。							
死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	経験区分
3	和歌山	5月	鉱業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア	50歳台	30年以上 40年未満
砕石搬送ベルトコンベアが停止したので不具合を確認するためベルトコンベアの上に乗って確認していたところ、突然ベルトコンベアが逆方向に動き出し、巻き込まれたものの。							



災害事例

全国の災害事例
(職場のあんぜんサイトより)

雨漏り箇所の修繕のために、屋根上全面に波形鉄板の敷き込み作業を行っていたところ、屋根を踏み抜き、墜落したもの

発生状況

工作所屋根改修工事において、鉄骨平屋の工場スレート屋根上で、雨漏り箇所の修繕のために屋根前面に波形鉄板の敷き込み作業を行っている際、スレート屋根を踏み抜き、高さ約5 mの箇所から墜落し、死亡した。

原因

- ・スレート屋根を踏み抜く危険があるにもかかわらず、踏み抜き防止措置を講じていなかったこと。
- ・墜落防止措置を講じていなかったこと。

対策

- ・スレート屋根上作業等踏み抜く危険がある場合は歩み板を設ける等により踏み抜き防止措置を講じること。
- ・防網を張り、親綱を設置し、墜落制止用器具を使用させる等により墜落防止措置を講じること。

雨漏り箇所の修繕のために、屋根上全面に波形鉄板の敷き込み作業を行っていたところ、屋根を踏み抜き、墜落したもの

労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、... の規定に違反した者

発生状況

2 階建て屋根の塗装作業の際、塗料を補充するため屋根上を移動中、足を滑らせて約 6 m 下の地面に墜落したもの。

作業は、長さ 30 m のロープを被災者の腰に巻き付け、他の二人がそのロープの端部を上方で引き張りながら行っていた。

被災者が二階のベランダの塗料缶から塗料を補充するため腰に巻いたロープをほどいたところ、屋根上（高さ 5 . 8 m、勾配 23 度）で足を滑らせ地上に墜落した。

原因

傾斜した屋根の上を通行する必要があったにもかかわらず、屋根からベランダまで塗料缶を持って安全に昇降するための通路が確保されていなかったこと。

墜落による危険があったにもかかわらず、足場を設置して安全な作業床、手すり等を設けなかったこと。

作業者に対して墜落防止措置に関する安全衛生教育を実施していなかったこと。

対策

- ・安全に昇降できる設備を確保すること。
- ・足場を組み立てる等により作業床及び手すり等を設けること。
- ・また、それが困難であれば親綱を張り墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- ・墜落防止措置に関する安全衛生教育を実施すること。

労働安全衛生規則

(昇降するための設備の設置等)

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、... の規定に違反した者

労働安全衛生規則

(昇降するための設備の設置等)

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

労働安全衛生法

(労働者の遵守義務)

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(罰則)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略) ...第二十六条 ... の規定に違反した者

発生状況

個人住宅増築工事において、2階壁の下地竹編み作業を行っていた作業者が、休憩のためにはしごで1階に降りようとしたところ、約3．3 m下のコンクリート床に墜落したものの。

原因

2階の作業床昇降部分に墜落による危険があるにもかかわらず、覆いを設ける等の墜落防止措置を講じていなかったこと。

はしごの長さが短く、作業床から20 cm程しか突出していなかったため、降りる際に不自然な姿勢を強いられる状況であったこと。

対策

- ・昇降時以外は開口部に覆いを設ける等の墜落防止措置を講じること。
- ・移動式はしごについて、はしごの上端を床から60 cm以上突出させること。
- ・保護帽を着用させること。

労働安全衛生規則

(はしご道)

第五百五十六条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 踏さんを等間隔に設けること。
- 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
- 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
- 五 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。
- 六 坑内はしご道でその長さが十メートル以上のものは、五メートル以内ごとに踏だなを設けること。

労働安全衛生法

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、... の規定に違反した者

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

統計資料

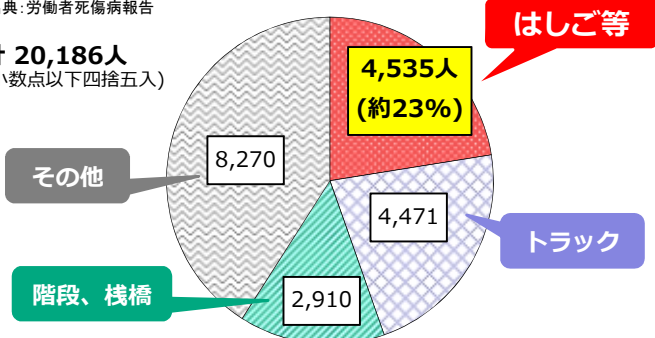
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

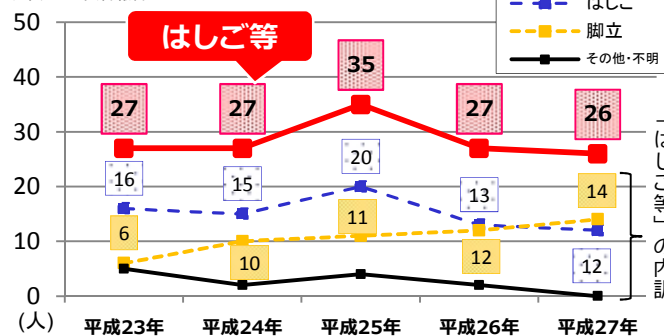
計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

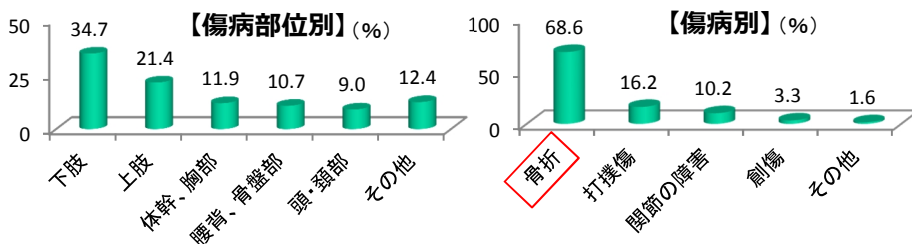
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

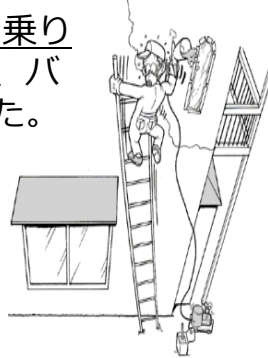


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

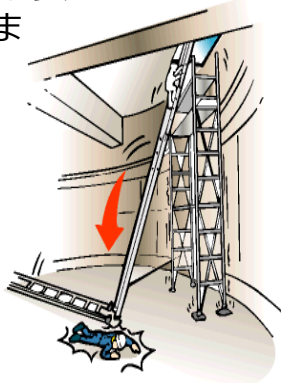


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

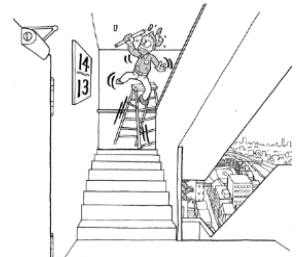


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- ☐ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- ☐ はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- ☐ はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



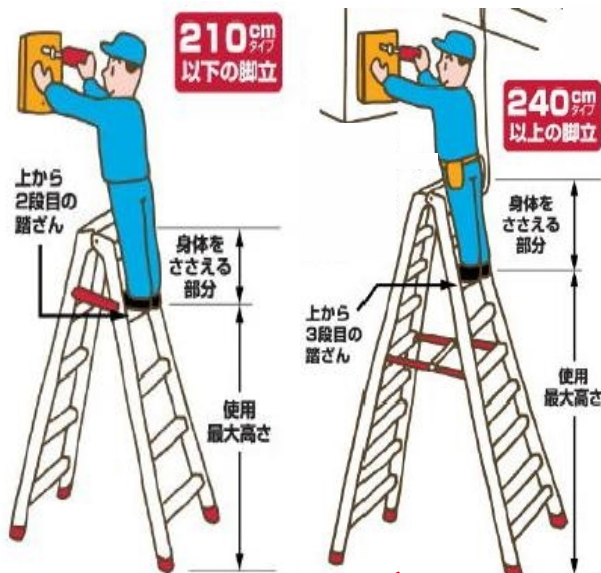
しっかり
固定！

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2 m以上での作業時は、
ヘルメットだけでなく
安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

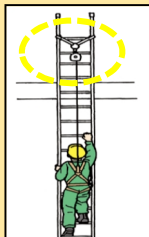
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



（安全ブロック
（ストラップ式の
墜落防止器具）



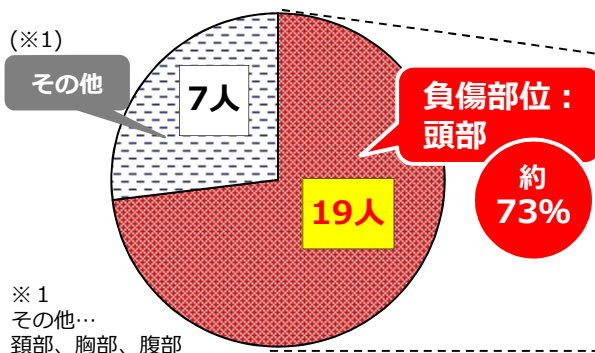
ポイント3

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

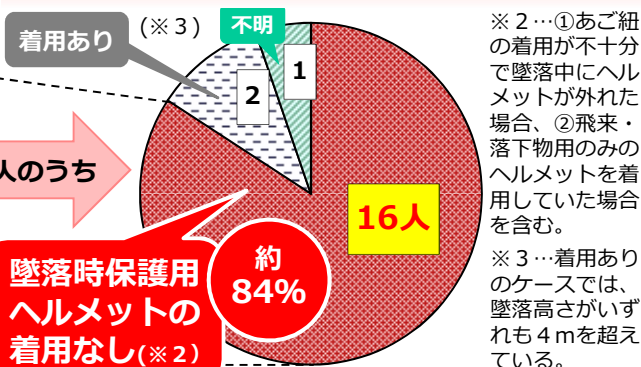
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



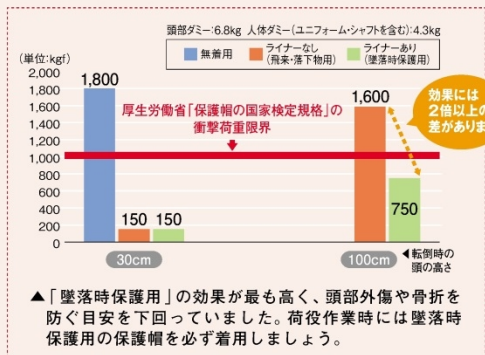
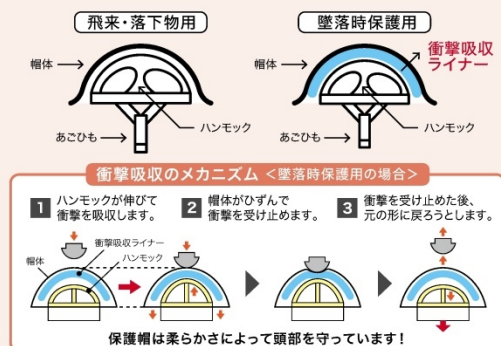
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

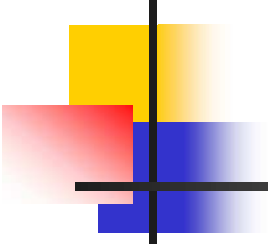
1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)



本日の内容

1. 県内の労働災害発生状況について
2. 死亡災害事例及びその対策
3. 法改正について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1の一部は公布日、4は令和8年1月1日、3は令和8年10月1日、1の一部は令和9年1月1日、1及びの一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3は公布後5年以内に政令で定める日）

御清聴ありがとうございました